

農用地区域からの除外手続きについて

農用地区域内の農用地等を他用途に利用しようとする場合、法的な手続きが必要です。まずはご相談を！！

1 農用地区域とは

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき「農業振興地域整備計画」を策定し、農業の振興を図る地域を「農用地区域」として設定しています。

農用地区域は、農業上の利用を確保するために定められた土地であることから、その区域内にある土地の農業以外の目的（住宅、商業施設、駐車場、資材置場等）には利用できないこととなっています。

やむを得ず他の目的に利用する必要がある場合は、農振法によって定められた要件をすべて満たす場合に限り、農用地区域から除外することができます。

2 除外手続き（農振除外の申出）ができる場合とは

農業以外の目的に資することにより、周辺の農地が農業上の利用に支障が生じたり、農業施策の実施の妨げにならないよう、農振法によって除外できる場合が限定されており、**次の要件をすべて満たす場合に限り行うことができます。**（申出により必ず除外される訳ではありませんので、土地の選定は慎重に行ってください。）

- ① 農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であること及び農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
- ② 農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ③ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④ 農用地区域内の保全施設等に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑤ 土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年から起算して8年を経過していること。
- ⑥ 農用地区域の外周部にある土地であること。
- ⑦ 農地法による農地転用等、他法令の許可等の見込みがあること。

※農用地区域は地番ごとに設定しています。申出予定地が農用地区域内の土地かどうかお問い合わせください。また、手続き開始から除外決定までの期間は約6ヶ月です。（決定公告の手続き等で期間が延びる場合があります。）

農振除外の手続きについては、農用地区域の全体見直しは完了次第、再開しますので、ご了承ください。

3 農振除外の申出から決定までの当面のスケジュール

令和8年3月27日時点

	受付期間	手続期間	除外決定の予定時期
全体見直しに伴う農振除外の受付停止期間 ※現時点での予定となります。 (令和6年9月21日 ~ 令和8年6月末)			
令和8年度 (第1回)	令和8年7月1日 ~ 令和8年8月31日	令和8年10月 ~ 令和9年3月	令和9年3月頃
令和9年度 (第1回)	令和8年9月1日 ~ 令和9年2月28日	令和9年4月 ~ 令和9年9月	令和9年9月頃
令和9年度 (第2回)	令和9年3月1日 ~ 令和9年8月31日	令和9年10月 ~ 令和10年3月	令和10年3月頃

(注1)

農用地区域の全体見直しにつきましては、当初、令和8年3月完了を予定していましたが、区域の調整に時間を要していて、令和8年夏頃に完了する予定で進めています。皆様にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解の程よろしく願います。

なお、全体見直しの進捗状況によって受付停止期間が延びる可能性がありますので、予めご了承ください。

(注2)

受付期間内に提出のあった除外申出書を一括して手続きいたします。除外決定の時期は年2回の予定です。地域計画の変更手続きの進捗によっては、手続期間が延長となり、年1回となる可能性がありますので、予めご了承ください。

◆お問い合わせ・ご連絡先

市役所農林水産課 農政管理係 TEL : 22-1111 (内線 249)